

発議案第 1 号

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 2 月 2 6 日

八千代市議会議長 塚 本 路 明 様

提出者 議会運営委員長 林 隆 文

提案理由

会議において挙手による表決を可能とするため、規則を改正するものである。
これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則

八千代市議会会議規則（昭和42年八千代市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第70条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」の次に「，又は挙手させ」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「若しくは挙手者」を加える。

第76条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。